

東海村文化祭実行委員会細則

制定	平成18年	8月22日
改正	平成20年	7月16日
改正	平成22年	4月1日
改正	平成23年	8月10日
改正	平成24年	8月8日
改正	平成28年	8月5日
改正	平成29年	8月3日

東海村文化祭実行委員会規約第7条第2項及び第22条の規定により、細則を次のとおり定める。

第1条及び第2条で定める個人とは、運営団体の一部として出品、出演することを指し、公募による展示作品の出品や囲碁将棋大会等への個人参加については第8条第3項の通りとする。

第1条（参加申込条件）

1. 個人は村内在住、在勤、在学者とする。（5名未満のグループは個人扱いとする）
2. 団体は、村内在住、在勤、在学者が団体構成員の3分の2以上を占めること。
3. 営利目的でないこと。（実行委員会で依頼するものについてはこの限りでない。）

第2条（参加申込）

1. 個人は申込期限までに「様式－1 東海村文化祭参加申込書兼借用物品・予算要求明細書（個人・団体共通書式）」及び必要に応じて「様式－2 東海村文化祭参加構成員名簿」を事務局に提出し、申請する。
2. 団体は申込期限までに及び「様式－1 東海村文化祭参加申込書兼借用物品・予算要求明細書（個人・団体共通書式）」「様式－2 東海村文化祭参加構成員名簿」を事務局に提出し、申請する。但し、文化協会加盟連盟については様式－2の提出を不要とする。
3. 団体での申込みについては、以下の書類を添付すること。（文化協会加盟連盟は除く）
添付書類1 団体の規約
添付書類2 団体の役員名簿及び会員名簿
添付書類3 団体の前年度事業報告及び決算報告の写し

第3条（参加の可否）

1. 参加条件を満たし書類提出期限までに文化祭実行委員会事務局に提出された申込書等を以って申込みとし、幹事会にて別表「参加基準」に基づき可否判定する。
2. 事務局は幹事会の判定結果を受け、速やかに申請者に連絡する。
3. 参加を認められた申請者は速やかに参加費を事務局に納めなければならない。

第4条（参加費）

1. 団体：3,000円
2. 個人：500円

ただし、東海村、東海村教育委員会及び実行委員会が認めた団体等については参加費を免除する。

第5条（参加の取り消し）

1. 事前調整会議等への無断欠席及び参加費の未納者については幹事会にて参加を取り消すことができる。尚、参加費を徴収後に取り消しとなった場合でも参加費の返還は行わない。

第6条（借用物品・予算要求）

1. 事前に「様式－1 東海村文化祭参加申込書兼借用物品・予算要求明細書（個人・団体共通書式）」で申請すること。
2. 請求項目の明細を、具体的、詳細（それぞれの物品の数量、単価及び金額）に記入すること。
3. 第2項の積算内訳記載のない要求には、助成金を支出しない。

第7条（予算要求明細）

1. （各団体の昼食費・茶菓子費）
 - 1) 一切認めない
2. （各団体が発行する出品者名簿又はチラシ・プログラムのいずれかの印刷費用）
 - 1) 上限額を決める。
 - 2) 規格別の見積書等を提示するなどして規格ごとに定められた金額を明示する。
 - 3) 特製品(カラーチラシ等の制作や数量の増刷)の費用が上限額を超える部分は、団体負担とする
3. （団体が依頼する講師謝礼金）
 - 1) 一切認めない

*各団体は普段の活動において講師等を招き研鑽をすべきであり、文化祭のときは、団体が講師等になり一般への啓発をすること。
4. （団体が提供する賞品代）
 - 1) 一切認めない。
5. （各種団体事業の記録に要する費用）
 - 1) 写真撮影、録音、録画等による事業の記録とその配布に要する費用は、一切認めない。

第8条（公募について）

1. 公募展は、募集等を村広報紙に実行委員長名で掲載したものに限る。
2. 公募展の開催は、「様式－1 東海村文化祭参加申込書兼借用物品・予算要求明細書（個人・団体共通書式）」で申請すること。
3. 公募による展示、大会等への個人参加については運営団体の定めによる。

第9条（団体が使用する各種賞状）

1. 賞状等の発行を必要とする団体は、事前に「様式-1 東海村文化祭参加申込書兼借用品・予算要求明細書（個人・団体共通書式）」・「別紙 賞状筆耕依頼」で申請すること。
2. 各種公募展に伴う賞状は、
 - ・文化祭実行委員長名により公募した場合……事務局が一括準備
 - ・団体長名で独自に行う場合 ……それぞれの団体が準備
（ただし、印刷費等については、事前に「様式-1_東海村文化祭参加申込書兼借用品・予算要求明細書」で実行委員会に申請できる。）
3. 学校等が使用する賞状、名札その他については、事前に「様式-1_東海村文化祭参加申込書兼借用品・予算要求明細書」で申請し、学校等が準備すること。

第10条（所属グループの区分及び幹事の選出数）

Aグループ（東海村総合体育館）：

展示部門及び催事部門の一部によるグループ【幹事3名】

Bグループ（東海文化センター）：

芸能部門及び催事部門の一部によるグループ【幹事3名】

Cグループ（上記以外の会場）：

催事部門の一部によるグループ【幹事の選出は無し】

*（上記以外の会場とは、「野外特設会場、村松コミュニティセンター、村立図書館、東海文化センターの一部」を指す。）

*Cグループにおいては、旧中央公民館で実施されていた催事が東海文化センターに移ったため、幹事を選出せず、事務局が対応するものとする